

資料-2

「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」（素案）に関する
市民意見募集の実施結果について

「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」（素案）について、市民意見を募集したところ、下記のとおり意見の提出（応募）がありましたので、その実施結果を報告します。

1 市民参画の手続き（パブリックコメント）

意見募集期間	平成23年10月13日～同年11月12日
意見募集結果公表の方法	◎広報あしや 平成24年2月1日号 ◎市ホームページ（同日付け公開） ◎その他閲覧場所 市役所北館1階行政情報コーナー ラポルテ市民サービスコーナー

2 結果概要

意見の提出件数等	2人 6件
意見の取扱区分	「説明」 1件 素案の趣旨を説明し理解を得るもの
	「回答」 5件 意見に対しての答え
	「素案で考慮済み」 0件 意見の趣旨をすでに素案に織り込み済みのもの
	「実施にあたり考慮」 0件 意見の内容を考慮するもの

3 意見の内容と市の考え方

市の考え方・回答	取扱区分	ご意見の内容
<p>「容器包装プラスチック」の収集に ついては、収集後の保管場所の整備・ 確保や、さらなる選別に関する費用が 発生することなどの観点(問題)から、 現状では、分別区分のさらなる細分化 による「再利用(リサイクル)」を行 う考えはありません。 ただし、社会情勢や法整備の内容等 に変化が生じた場合、適宜、見直しを 行う必要があると考えています。 なお、レジ袋の使用削減など「発生 抑制(リデュース)」を推進し、更なる ごみの減量化・資源化に取り組みま いきます。</p>	<p>回答</p>	<p>経費や場所の課題を上げ、 容器包装(その他プラ)の回 収を行わない等、削減方策に 見るべきものはない。</p>
<p>指定袋の導入については、現在のと ころ考えておりませんが、今後も、近 隣自治体の分別区分や有料化(指定袋 の導入を含む)の動向を注視してい たいと考えています。 なお、今後も、市民・事業者の理 解と協力のもと、分別の徹底に取り組 んでまいります。</p>	<p>回答</p>	<p>隣接の神戸市並みの分別区 分や指定袋の導入を行うべき で、その検討がされていない。 最低限、市民の協力を得て、 黒ポリ袋の禁止による分別の 徹底を行うべき。</p>
<p>現在は無料となっている「10kg以下 の持込みごみ」については、ごみの排 出抑制や再生利用、排出量に応じた負 担の公平化等を進めるためにも、予約 制の導入や更には有料化の検討を行っ ていきたいと考えています。</p>	<p>回答</p>	<p>処理場への持ちこみごみの 問題も、ライフスタイルの姿 化によるものであり、予約制 の導入より、完全有料化し 分の負担を求めるべき。</p>

4	<p>家庭ごみは、微増の状況の中で、平成4年より19年度まで堆肥化容器助成が行われていたが、終了している。これは、継続的に行う必要があるのではないか。</p>	説明	<p>生ごみ堆肥化容器助成購入助成制度は、平成4年度から導入し、その後年々利用者が減少する中、平成19年度までに575基の利用があり、再利用意識の高揚など一定の成果を挙げたことから、平成20年3月末をもって終了しました。</p> <p>現時点では、再度、当該助成制度を創設する予定はありません。</p>
5	<p>廃棄物運搬用パイプラインは、ゴミの減量化・分別収集及び管理コストから廃止の方向を出さねばならないのではないか。</p>	回答	<p>老朽化したパイプライン施設の今後のあり方については、<u>適宜の時期に</u>、一定の方針を決定したいと考えています。</p>
6	<p>廃棄物焼却工場で、廃熱による場内用のローカル発電・太陽光発電の検討をしてはどうか。</p>	回答	<p>ローカル発電や太陽光発電については、多大な投資費用が発生することから、現在のところ、施設整備の予定はありません。</p>

